

## 高山市の地域公共交通崩壊を食い止めるための緊急アピール

高山市公共交通活性化協議会は、地域の公共交通を守り地域全体の「おでかけ」を保障するために、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」「道路運送法」に基づく協議会として高山市が設置しているものであり、市民代表、公共交通事業者、関係行政など、地域公共交通の様々な関係者が委員として参加しています。

本協議会では、この地域で住み続けられるよう高校生、高齢者等の通学、通院の移動手段の確保はもとより、広く市民や飛騨高山を訪れていただく多くの皆様に公共交通を使っただけのような様々な取組みを検討し、実施してまいりました。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響は公共交通にも非常に大きなダメージを与えています。観光路線や高速バス、タクシー、貸し切りバスなどは利用が激減し多くの車両、運転手も休業状態が続いています。一方で自粛期間中も路線バスやタクシーは市民の大切な移動手段として厳しい経営環境の中で感染予防を徹底しながら運行を継続してきました。さらに7月の豪雨災害では、JR 高山本線や国道41号の不通をはじめ各地での通行止めや通行規制により移動手段が分断される中、安全性を確保しながら、タクシー車両によるバス路線の運行など事業者の連携と工夫による路線の確保や、被災者の避難所移送など市民の生活基盤の維持に取り組んできました。

しかしこのままでは、地域の公共交通を支えている交通事業者の事業継続も危ぶまれる状況であり、そうなれば市民の生活にも大きな支障が生じます。

各公共交通機関では、三密を防ぐために、換気、消毒等様々な取組みを徹底して行っています。協議会としても、こうした取組みを市民の皆さんに知っていただくため、飛騨高山の感染防止策「高山市公共交通スタンダード」の作成、CM制作や啓発ステッカー作成、更には感染予防対策への補助等、必要な取組みを実施してきました。

市民の皆さんには、日常生活における重要なインフラでもある公共交通の大切さをご理解いただき、感染防止に留意したうえで、バス、タクシー等の公共交通を積極的に利用していただくようお願いします。

また、国、県など関係諸機関には、こうした地域の窮状をご理解いただき、持続可能な公共交通の維持確保のために必要な支援を速やかに実施していただきたく、ここに緊急アピールを宣言いたします。

令和2年8月19日

高山市公共交通活性化協議会

会長 西倉 良介